



กรมสรรพากร
THE REVENUE DEPARTMENT

IBCの事業範囲と税制上の優遇措置

Scope of IBC and Tax Incentive Scheme

タイ財務省

国税局 アカラート・ブンヤーシリ

2019年4月23日(東京)

4月24日(大阪)

4月25日(福岡)

国際ビジネスセンター(IBC)とは / What is IBC

関連会社に対して、管理サービス、技術面のサービス、支援サービスまたは財務管理サービスを提供し、加えて国際貿易事業を行うことも認められた、タイの法律に基づき設立された企業

地域統括
本部事業

財務センター
事業

国際貿易
事業

関連会社 / Associated Enterprises

BOX1

IBCの全資本のうち
直接または間接的に
25%以上を
保有する会社

BOX4

IBCの管理監督権限
を持つ会社

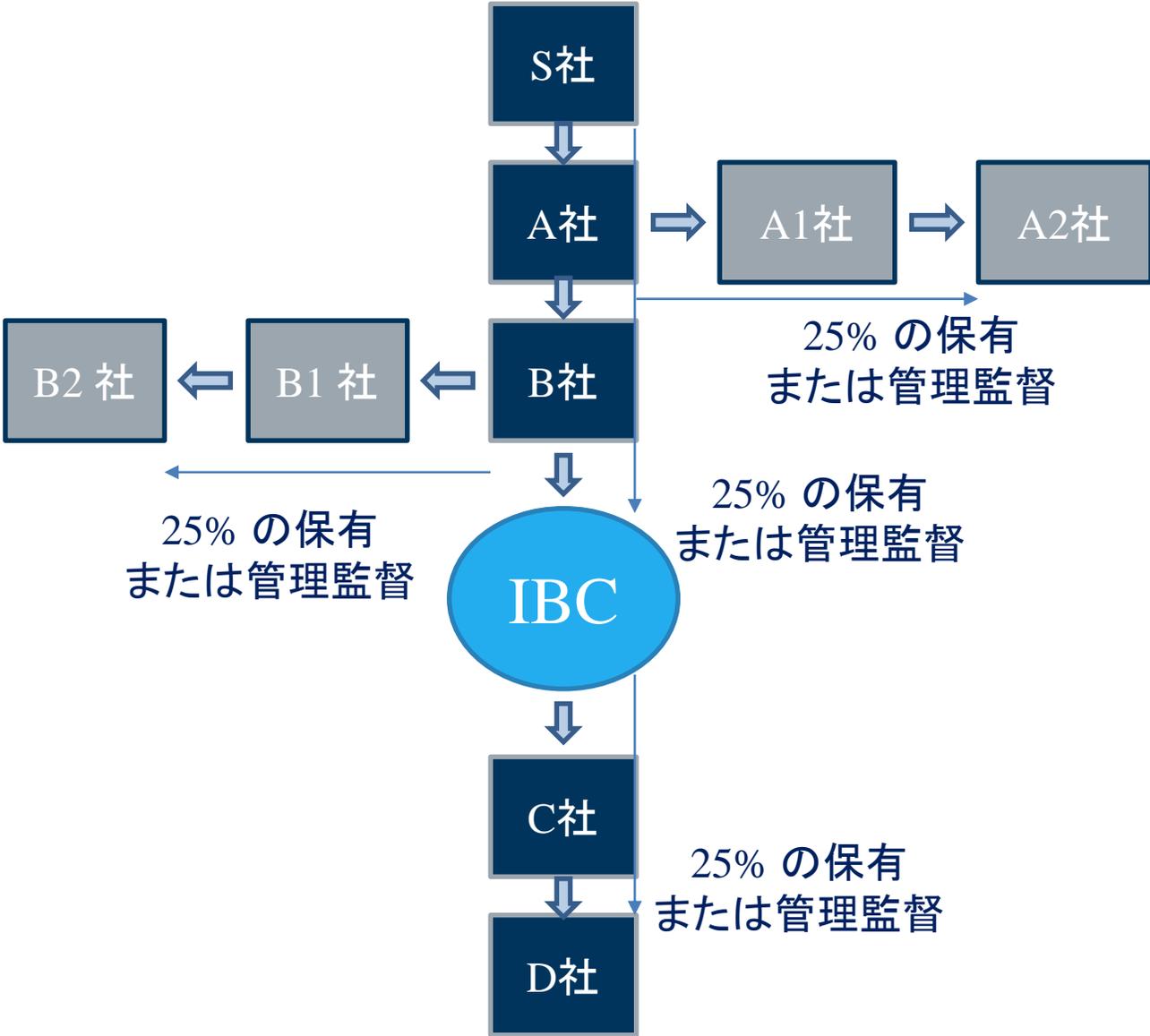
IBCが全資本のうち
25%以上を
直接または間接的に
保有する会社

IBCが管理監督権限
を持つ会社

BOX1の会社が
全資本のうち25%以上を
直接または間接的に
保有する会社

BOX4の会社が管理監督
権限を持つ会社

関連会社(続き) / Associated Enterprises (Cont.)



法人所得税の恩典 / Corporate Income Tax Benefits

- 該当する事業からの純利益にかかる法人所得税の減税
- IBCの税制上恩典に該当する事業とは
 - タイ国内外の関連会社に対する管理サービス、技術面のサービス、支援サービスまたは財務管理サービスから得られる利益
 - タイ国内外の関連会社から受け取るロイヤルティーのうち、タイ国内において行われた技術研究開発の成果として得られたロイヤルティー

法人所得税の恩典(続き) / Corporate Income Tax Benefits

- 国際貿易事業からの収益は含めない
 - 国際貿易事業の場合、個人所得税にかかる恩典のみ
- 法人所得税の減税率
 - IBCがタイ国内の受領者に対し会計年度内に6,000万バーツの運営費用を支払った場合には8%
 - IBCがタイ国内の受領者に対し会計年度内に3億バーツの運営費用を支払った場合には5%
 - IBCがタイ国内の受領者に対し会計年度内に6億バーツの運営費用を支払った場合には3%
- タイ国内外の関連会社から受け取る配当金にかかる法人所得税を免除

特別事業税の恩典 / Specific Business Tax Benefit

- タイ国内外の関連会社に対し財務管理サービスを提供することにより得られる総受領高にかかる特別事業税 (SBT) の免除

源泉徴収税の恩典/ Withholding Tax Benefit

- IBCの奨励企業が、外国の法律に基づいて設立されタイ国内で事業を行わない会社または法人パートナーに支払う配当金の源泉徴収税を免除
 - IBCの奨励企業が外国の法律に基づいて設立されタイ国内で事業を行わない会社または法人パートナーに支払う利子にかかる源泉徴収税を免除
- ※但し、IBCが財務管理サービスとして、タイ国内外の関連会社に貸し付けるために借りた金額にかかる利子に限る

個人所得税の恩典/ Personal Income Tax Benefit

- IBC事業に従事する外国人従業員の個人所得税の減税
最大35%に設定されている累進課税を一律15%に減税

期間/Duration

- 15会計年
- IBCの認可を受けた翌年の会計年度から、税制上の恩典を開始するか、あるいは、
- IBCの認可を受けた年度から税制上の恩典を開始する。
この場合初年度は12ヵ月未満となる

申請/ Application

- オンラインでの申請
- 事業計画、タイ国内外の関連会社の詳細、その他関連資料を提出
- 国際貿易事業の部分の個人所得税恩典を申請する場合には、統括事業か財務センター事業を行い、かつ統括事業か財務センター事業の部分の個人所得税恩典を申請する必要がある

申請要件 / Application requirements

- 払込資本金(Paid-up capital)が1,000万バーツ以上であること
- IBCに必要とされる知識および技能を持つ従業員を10人以上雇用すること。ただし、関連企業への財務センター事業のみのIBCの場合は、知識および技能を持つ従業員を5人以上雇用すること

税金の減免要件 / Tax Reduction and Exemption Requirements

- 払込資本金 (Paid-up capital) が1,000万バーツ以上であること
- IBCに必要とされる知識および技能を持つ従業員を10人以上雇用すること。ただし、関連企業への財務センター事業のみのIBCの場合は、知識および技能を持つ従業員を5人以上雇用すること
- タイ国内の受領者に対し会計年度内に少なくとも6,000万バーツの運営費用を支払うこと
- 国内外の関連会社に対して、管理サービス、技術面のサービス、支援サービスまたは財務管理サービスを提供すること

税金の減免要件(続き) / Tax Reduction and Exemption Requirements

- 国税局長により規定されるその他の規制に準ずる
 - * IBCで奨励を受けた企業が、会計年度中に条件を満たせない項目が一つでもある場合、税金の減免措置は一時的に停止される
 - ** IBCの税金の減免措置が2会計年度続けて停止された場合または、IBCで奨励を受けた企業がIBCの事業体であるとみなされない場合、国税局長の権限において、最初の会計年度より税金の減免措置を取り消すことがある

ROHまたはIHQからIBCへの変更

Conversion from ROH or IHQ to IBC

- ROH1制度は2020年12月31日に終了
- ROH2制度は2019年5月31日に終了
- IHQ制度は2019年5月31日に終了
- タイは既にROH1、ROH2、IHQで奨励を受けている企業のIBCへの変更を奨励
- 既にROH1、ROH2、IHQで奨励を受けている企業がIBCに変更する場合には、タイ国内の受領者に対する支出は6,000万バーツに満たなくとも良い

ROHまたはIHQからIBCへの変更(続き)

Conversion from ROH or IHQ to IBC (cont.)

- 既にROH1、ROH2またはIHQで奨励を受けている企業がIBCに変更する場合には、旧制度における支出要件を満たしている限り、新たに規定されたIBCの支出要件を満たさなくとも良い
 - 例えば、IHQから変更するIBC企業は、タイ国内の受領者に運営費用を(訳注:旧制度で規定されていた)1,500万バーツ支払うことにより、法人所得税を8%に減税、その他の税制上の恩典を受けることが可能
 - しかしながら、法人所得税の5%ないし3%の減税の適用を受けたい場合には、それぞれ3億バーツ、6億バーツの運営費用の支払いが必要

ROHまたはIHQからIBCへの変更(続き)

Conversion from ROH or IHQ to IBC (cont.)

- タイはまた既にITCで認可を受けている企業による統括本部事業や財務センター事業(Treasury Center)への拡大、IBCの税制上の恩典の取得を奨励

